

研究へのご協力をお願い

研究課題

「法医解剖事例における非アルコール性脂肪性肝疾患の解析」

研究対象

2023年7月1日から2027年12月31日までの期間に杏林大学で法医解剖（司法解剖、新法解剖、承諾解剖）を受けられたご遺体。

研究内容

非アルコール性脂肪性肝疾患はアルコール性肝疾患、ウイルス性肝疾患、薬物性肝障害などのその他の肝疾患は除外し、明らかな飲酒歴が無いにも関わらず、アルコール性肝障害に類似した肝障害のことをいいます。（明らかな飲酒歴とは、純アルコールで男性 30 g/day 以上、女性 20 g/day 以上の飲酒量のこととされています。）

この非アルコール性脂肪性肝疾患は、腸内細菌叢によって産生されるアルコールが原因と考えられています。腸から吸収されたアルコールは、門脈を経て全て肝臓に送られ処理されます。そのため、通常の採血で採取される末梢血液内にアルコールは検出されません。腸内細菌がアルコールを産生している場合は、飲酒歴が無いにも関わらず絶えず肝臓に負担がかかっている状態と言えます。しかも、非アルコール性脂肪性肝疾患の方は、虚血性心疾患のリスクが増加することが知られています。

しかしながら、日本での食生活などの生活習慣における、腸内細菌叢によるアルコール産生については明らかではありません。そこで、肝臓で処理される直前の門脈血液と、処理後の末梢血液のアルコール濃度の測定と腸内細菌叢の解析及び肝臓と心臓の組織学的検査から、非アルコール性脂肪性肝疾患の原因の解析と虚血性心疾患への影響について明らかにすることを目的としています。

研究の方法について

研究期間中に解剖されたご遺体の血液、検査後の保存臓器(肝臓組織及び心臓組織)、及び腸内容とします。研究期間は、2023年7月1日～2028年5月31日とし、予定の事例数は 210例です。採取した血液は、エタノール濃度の測定を行います。検査後の保存臓器の肝臓組織および心臓組織は、病理学的解析を行います。また、腸内容は、細菌叢解析を行い、腸内細菌によるエタノール産生の可能性を推定に用います。

保存臓器は、将来に他の研究に使用される可能性があります。

研究への参加の撤回の自由について

司法解剖は、捜査の一環として行われるため、ご遺族と解剖の担当者が接触することはありません。そのため、ご遺族から同意を頂く事ができませんが、ご遺族の意志でいつでも本研究への協力を拒否することが出来ます。その場合、同意撤回書をご送付いたしますので、下記の研究に関する窓口までお問い合わせ下さい。そのことにより不利益を被ることは一切ありません。

プライバシーの保護について

この研究で得られた結果は、学会や医学雑誌等に発表されることがありますが、個人情報などのプライバシーに関するものが公表されることは一切ありません。また、司法解剖の鑑定内容や裁判に影響を与えることも一切ありません。

資金源等について

研究は、杏林大学の講座研究費で実施するものです。この研究に関して費用の負担は生じません。また、謝金はありません。

研究に関する窓口

杏林大学 医学部 法医学

研究責任者氏名: 武市 敏明 職名:学内講師

分担者氏名 : 北村 修 職名:教授

高篠 智 職名:講師

相談窓口:研究実施教室の連絡先

メールフォーム: <https://www.kyorin-u.ac.jp/univ/user/medicine/legalmed/contact/>

電話:0422-47-5511(代表) 内線:23433